

アメリカ互惠通商協定政策の成立と展開

西田, 勝喜

<https://doi.org/10.15017/3000019>

出版情報：経済論究. 35, pp.91-120, 1975-12-26. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



アメリカ互惠通商協定政策の 成立と展開

西 田 勝 喜

目 次

は じ め に

第1章 互惠通商協定法以前

第1節 世界恐慌と世界経済の解体

第2節 アメリカの国内産業保護と国際収支の不調整

第3節 アメリカ大恐慌と1930年関税法

第2章 互惠通商協定法の成立とアメリカ貿易政策の転換

第1節 1930年関税法下の互惠主義運動

第2節 1934年互惠通商協定法

第3節 アメリカ貿易政策の革新と制約

第3章 互惠通商協定政策の結果と展望

第1節 互惠通商協定政策の結果

第2節 英米通商協定の意義と限界

第3節 アメリカ方式の方法的優位性

お わ り に

は じ め に

第二次世界大戦後の資本主義的世界経済は、いわゆる IMF=GATT 体制の枠組みに沿って運営されてきた。この体制の機能状態は、その展開条件に応じて時期的に異なるが、今日的には1971年の金・ドル交換性停止以来国際通貨・通商問題が激化するなかで崩壊状況に陥り、制度的再検討を余儀なくされている。そうした現代資本主義の国際経済関係の現段階を認識する作業の一環に、1930年代の国際経済的諸現象と今日的事態との対比或いは特定の現象への問題史的回顧などがある。

本稿は、戦後の国際経済体制の存立条件と段階的特質を解明する為の準備作業として、30年代の統一性を喪失した国際経済関係の中に戦後体制を構築しゆく理念と方法を検出することを課題としている。世界恐慌の過程で、国際投資の崩壊、対米債務不履行、為替切下げ競争、通貨切下げ乃至為替管理の断行（国際金本位制崩壊）、国際収支困難に起因する貿易統制の強化などの諸事態が続出し、1920年代から30年代初期にかけて試みられてきた資本主義的世界経済の安定と統一性の強化を目指してきた国際協調の運動は互解し、「経済的国家主義」が高潮する時期が訪れた。恐慌の深刻化と事態の緊急性を背景に、各国は国内均衡を回復させる政策を優先させ、対外経済政策における「行動の自由」を通じて国内政策を補完する方向に転換したのである。主要各国は、所与の国内的・国際的な市場諸条件に基づいて、それぞれに自己完結の経済圏を確立する方向を強め、その結果、各々の経済政策間における協調性を喪失し、むしろ政策間の対抗を導くことになる。こうして、各国の貿易政策は、国内政策の国際的不斉合に起因して、相互に対抗的となり通商角逐を激化させるが、この貿易政策相互の国際的対抗の關係に我々は先の課題に取組む対象を定めることができる。つまり、制限的で世界市場分断的な各国の貿易政策から戦後のIMF＝GATT体制の枠内での協調的な貿易政策への推転は、こうした対抗關係の克服を通じて、実現されざるをえないからである。

協調的な貿易政策の国際的枠組みを実現するには、相互に対抗的な各貿易政策に有効に対処し、しかもそれらを克服しうる貿易自由化の運動か、或いはそうした政策的対抗に表現される帝国主義的矛盾を解決する手段である戦争かが必要である。主要諸国が世界恐慌下に採用した貿易政策において、前者の方向を選択したものを我々は、各国それぞれの貿易政策に生じた転換を前提として構想された、アメリカにおけるニュー・ディールの貿易政策に求めることができる。34年の互惠通商協定法成立がその基準をなしていた。

既にアメリカの互惠通商協定法を採り上げ、それを基軸としたニュー・ディール貿易政策を30年代の状況下では独特な貿易自由化運動と評価する見解は提起されているが、その根拠は必ずしも明確ではない。例えば、川田侃教授は

それを「アメリカの国際経済における優越的地位」乃至「経済的強者としての自覚」¹⁾に求められ、小松聡氏も同様にアメリカの「優越した生産力」²⁾に求められている。この要因は確かに有力な基礎であるが、優位な生産力を背景としたアメリカの国際的地位は世界恐慌下の国際経済関係の崩壊につれて侵害され、後退を余儀なくされていた。国内経済振興に対する外部からの攪乱要因を遮断しようとする各国の貿易障壁強化の政策は、順次、アメリカの生産力的優位を発揮できる作用領域を狭める効果を有していた。したがって、アメリカはそうした優位性を世界市場で機能させる目的を輸出回復の目的とあわせて達成せざるをえなかったのである。アメリカの互惠通商協定政策は通商上の差別待遇の撤廃を追求しながら、相互に関連するこれら二目的の達成に動機づけられて、貿易自由化の理念と論理を獲得するにいたるわけである。

こうして、ニュー・ディールの貿易政策が国際主義的性格を強めざるをえない以上、孤立主義に貫かれていた1930年関税法を基準とする貿易政策は重大な制約要因であった。したがって、アメリカ貿易政策の孤立主義からの転換が要請され、伝統的な保護主義をそうした政策転換に照応するように調整することが必要となる。1934年互惠通商協定法は関税の互惠の引下げの方向と関税制度の民主的運営とを提供して転換条件を準備したのである。

1) 川田侃、『現代世界経済論』, 1967年, pp. 34, 42。もっとも、教授は以前の論文ではむしろ「封鎖的経済圏の形成に向う傾向」にひきつけて互惠通商協定政策を理解されていた(揚井克己編、『世界経済論』, 1961年, pp. 388-93)が、この理解は本書にも引き継がれている。教授と同様に、「封鎖的経済圏の形成」あるいは「パン・アメリカン運動」を強調する論者は数多いが、いずれも、貿易政策を国内政策の補完・従属物とみた上で、アメリカ貿易の回復が国内景気回復に寄与しえたかどうかを評価の基準としているようである。この視角は一つのポイントではあるが、そうした貿易回復、むしろ輸出回復はアメリカ資本主義の立場からみた現実の世界市場に対する認識とも密接に関連していた点を基本的に捨象してすごしていると思われる。

2) 大島清編、『世界経済論』, 1965年, p. 372。

第1章 互惠通商協定法以前

1929年のアメリカ大恐慌に引き続いた31年のヨーロッパ金融恐慌以降、世界経済は構造変化を遂げることになる。周知のように、アメリカは第一次大戦を契機に債権国に転化し、ドイツ賠償問題をめぐるヨーロッパでの帝国主義的対抗、ヨーロッパの戦後復興のための復興金融、戦時債務の累積、及び戦後インフレと恐慌に由来する社会・経済的不安定などの問題に対して、ドゥズ・プランに代表される金融力を武器に戦後の資本主義的世界経済の復興と安定を助成するべく関与しはじめた。それと同時に、増強された生産力と戦後ヨーロッパの復興需要に支えられて、外国貿易の拡張と貿易収支の大幅黒字を達成してきた。しかし、アメリカ大恐慌は、国内での経済恐慌による対外需要の減少、アメリカ短資の撤収並びにホーリー・スムート関税法の制定による輸入制限の強化などによって、大部分のヨーロッパ諸国や南米の債務国の国際収支に圧迫を加え、そうした圧力がこれら諸国に輸入を収縮する通貨切下げか為替管理のいずれかの選択を余儀なくさせた。恐慌に見舞われた国々が保護主義の強化乃至直接的な為替統制に転換しだしたのは、そうした国際収支の困難に基づいており、33年以降の緩慢な回復へ景気局面が変動して後にそれらが強化・定着され、国際金本位制の崩壊後に管理通貨制への移行が進められ、また資本移動に制限が加えられるのも、国内経済の諸振興政策を国際収支を経由する外部からの破壊的作用から分断するためであった。

こうした過程と背景を承けて採用された輸入割当、為替管理及び双務的清算制などの直接的な貿易統制手段は最早一時的な恐慌防止措置ではなくなり、各国の貿易政策の展開軸となって、世界市場において、市場メカニズムの作働を質的に制約し市場構造の転換を能動的に推し進めることになる。また、恐慌下に発現した対米債務不履行問題は、一方での貿易収支黒字に表現されるアメリカの貿易構造と、他方での資本輸出と対外債権累積に示される金融面での国際的地位との関連に問題を投げかけていた。アメリカの国際収支不調整問題¹⁾がそれである。

以下では、新しい貿易統制の諸手段を検討することを通じてアメリカ貿易政策が対処すべき対象を明らかにし、次に、アメリカ自身の伝統的な孤立主義からの転換を準備した諸条件の生成を採りあげることになろう。

- 1) この問題は、第一次大戦後のアメリカの対外経済政策が、もっぱら国内経済の諸要求によって決定されることに制約されて、戦後に生じた債権国としての国際的地位に照応するようにアメリカ貿易収支を入超に転化させえなかったことに端を発する。関税障壁を高める措置に補強されたアメリカの輸出超過は、国際均衡的には、債権国としての地位と矛盾し、そうした構造を基礎として、アメリカ経済の循環運動は国際的な金偏在とドル資金不足を通じて各国の国際収支に、したがってまた各国の国内経済政策に影響を及ぼす。かくして、アメリカ国際収支の不調整は国際均衡の不安定をもたらさざるをえなくなり、アメリカの国内産業保護の政策的再検討かあるいは資本輸出の長期的安定かが問われているわけである。Arndt, H. W., *Economic Lessons of the Nineteen Thirties*, 1944 (2nd, imp. 1963), pp. 71-73 を参照。

第1節 世界恐慌と世界経済の解体

恐慌と経済不振に特徴づけられる1930年代の世界経済は、20年代のいわゆる相対的安定期に強められた資本主義的「統一性」、すなわち、国際的な金本位制復帰、国際金融の循環機構の形成、国際的協調に基づく貿易障壁の軽減気運などにより獲得してきた国際経済関係の安定と発展の条件を、恐慌の一撃のもとに喪失するに到る。例えば、国際貿易関係の基礎をなす通商条約においては、30年代に到って、その存続期間が短縮され、条約満期の通告期間も短縮され¹⁾、各国はこれらを通じて貿易政策に関する最大限の自主性を追求する傾向を強めた。通商条約の締結に際して「行動の自由と交渉能力」が意義を強められたのである。こうした時期の貿易関係を概観する手掛りを30年代の通商条約の態様に求めてみよう²⁾ (第1表)。

先ず、最恵国条款に関して。大抵のヨーロッパ諸国がその採用程度を低下させたのに比べ、アメリカは協定数こそ少ないがこの時期に最恵国条款の主要代表者としての立場を強めている点で注目される。重要なことは、輸入割当制や為替管理に主に依拠した諸国はこれらの条約規定に対して最恵国条款の適用を除外しようと努めたことであり³⁾、そこにはそれら諸国が各々の貿易政策を遂

第 1 表 1930年代の通商条約の規定分類 (1931～1939年)

国・地域 規定内容	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリー	中欧・ バルカン	中南米	その他	各タイプ の合計	総平均の うちのパー セント
I. 最恵国条款：	24	22	21	16	10	57	89	215	227	44
1. 関税のみ	11	6	13	14	8	36	59	129	138	27
2. 割当・為替管理のみ等	0	4	5	2	0	2	3	18	17	3
3. 関税及びその他税制共	13	12	2	0	1	16	23	57	62	12
4. 詳細不明	0	0	1	0	1	3	4	11	10	2
II. 為替管理：	20	15	5	9	3	15	27	64	79	15
1. 互恵貿易の収入の使用	0	7	0	4	1	7	7	18	22	4
2. 輸入為替の配分	7	1	0	1	0	3	11	13	18	3.5
3. 為替相場安定	0	1	3	0	0	3	2	7	8	1.5
4. その他	13	6	2	4	2	2	7	26	31	6
III. 割当規定：	20	32	35	19	15	43	24	182	185	36
1. 一般規定のみ	18	9	11	5	4	13	11	51	61	12
2. 特殊規定のみ	0	2	8	5	4	6	4	61	45	9
3. 一般・特殊両方	2	16	12	0	5	9	5	43	46	9
4. その他	0	4	1	2	1	2	2	14	13	2
5. 詳細不明	0	1	3	7	1	13	2	13	20	4
IV. 関税率・関税規定	18	19	28	30	8	70	27	136	168	33
V. 貿易関係の政府間協力	0	4	0	10	1	13	2	24	27	5
VI. 双務的貿易均衡規定	1	14	3	8	5	20	10	57	59	12
VII. 清算・支払協定	0	13	4	18	12	42	3	96	94	18

注：1. 特定の一規定を含んでいる協定の総数を決定するために、事例の総数は2で割られている。「各タイプの合計」の項目の数字は各範疇の規定に照応している横の欄の数字の算術的実数計ではない。むしろ、各々の場合の合計は実数計の半分である。この資料を解釈する場合、種々の地域と国の項目下の場所に表われている数字は一つのことを意味しており、総数は別のことを意味している。

2. 種々の範疇は範疇自身の内部でだけ相互に排除されるが、別の範疇に対してはそうではない。例えば、一つの最恵国条款は、もしそれが割当てと為替管理を監理する条件になされるとすれば、第1、第2、第3及び第4の規定グループのもとに記録される。

資料：Snyder, R. C., "Commercial Policy as reflected in Treaties from 1931 to 1939", *The American Economic Review*, December 1940, p. 788.

行するに際して最恵国義務の廃棄乃至回避を必要とした事情が反映している。同様な適用除外はイギリスの互恵通商協定相手国に対する英連邦特惠制に関する最恵国条款の適用除外⁴⁾にも認められ、後にみるように、それは米英間の戦後構想をめぐる対抗の重要な一環となる。

次に輸入割当制は、フランスが1931年の経済危機に際して導入⁵⁾して以来、同国の貿易政策の基軸となった貿易統制手段であり、イギリスも34年以来この

制度を導入した⁶⁾。アメリカも、上記二国の特殊的割当方式と異なり、一般的な総量割当方式でこの制度を受入れたが、この方式が後にみる「代表的期間 (representative period)」形態での「公平で正当な待遇」⁷⁾の保証要求に連結する。

為替管理と双務的貿易清算制に関しては、ドイツ・バルカン諸国とそれらの中央ヨーロッパの隣接諸国及び中南米諸国による導入が顕著である。当初の導因は資本逃避を防止するためであったが、恐慌の進展につれて「經常国際収支が必要不可欠な輸入のため外国為替の嚴重な割当制の採用を必要とする状態に陥ってから、これら諸国における管理の重心は次第に商品輸入の統制に移行」⁸⁾した。表中にあるアメリカとイギリスの場合の性質は一般的なものである⁹⁾。

以上の通商条約関係から、最恵国原則の実質的廃棄乃至修正と非関税障壁の強化が顕著化したことは明らかであり、これらの諸手段が現実の貿易関係を規制し個々の経済領域への分断的統合の環となっていくのである。この点では、上でみた最恵国条款の適用を英連邦特惠制に関しては除外するイギリスの措置を看過することはできない。イギリスは、「銀行家宣言」(30年7月)以来、金本位制離脱と併行させて関税改訂による国内産業の保護強化を行なって、国内市場の独占を目指す保護主義に本格的に転換し、英連邦特惠関税制による「海外の独占的市場を確保しようとするもう一つの保護主義」に転換¹⁰⁾を遂げる重要な環をこの最恵国条款の適用除外に求めたからである¹¹⁾。そうした上で、イギリスはこれらの市場独占形態を補完し国際収支防衛を達成する方向を互惠通商協定政策に求めた¹²⁾。また、このイギリス型の海外市場独占の形態は、方法は異なっても、フランスやオランダ等の植民地・保護領保有国にも共通し、中・東欧及び北欧での「地域協力」の胎動¹³⁾は、結局主要列強の勢力圏内に再編されるとはいえ、そうした世界市場の分裂の一環をなしていた。

かくして、輸入割当制、為替管理と双務的貿易清算制、並びに最恵国条款の実質的修正による特惠関税制を新たな貿易統制の主要手段として、各国はそれぞれに国際経済関係の再組織化に乗り出すことになる。各々の貿易政策はそれぞれの双務主義に導かれて貿易関係を能動的且つ質的に変換する力を獲得する

が、そのことは同時に各国の資本主義的再生産諸条件の維持・拡大を目指す貿易政策に相互に対抗しあう性格を強めさせ、また関税乃至為替相場の操作による一般的な貿易統制の手段の作用力を削ぎ、これらを第二次的手段に転落させることを意味していた。

- 1) Snyder, R. C., "Commercial Policy as reflected in Treaties from 1931 to 1939", *The American Economic Review*, December 1940, p. 793, 及び揚井編, 前出書, p. 341.
- 2) Snyder, op. cit., pp. 791-93 を参照。スナイダーは、1931年から1939年の10年間に締結された 510 件の二国間協定・条約及び国家間交換公文を分析し、規定内容別及び国（地域）別に分類している。その結果が第 1 表である。
- 3) Snyder, op. cit., p. 791.
- 4) 揚井編, 前出書, pp. 341-42.
- 5) フランスの輸入割当制導入は、二段階に分けて行われた。先ず食料と粗生産物に対して（31年後半）と、工業製品に対して（32年前半）とに（Jones, J. M., *Tariff Retaliation*, 1934, pp. 140-42）。なお、フランスによる輸入割当制は、ジョーンズが指摘したように、「フランスとヨーロッパの実業家間で協定されたカルテルに基づいて」（Jones, op. cit., p. 168）導入され、中央ヨーロッパとバルカン諸国との通商条約を規制したと考えられる。川田教授もこの制度の主要採用国を金ブロック諸国と結びつけられている（揚井編, 前出書, p. 365）。
- 6) Richardson, J. H., *British Economic Foreign Policy*, 1936, pp. 101-14.
- 7) Tasca, H. J., *The Reciprocal Trade Policy of the United States*, 1938 (rep. 1967), p. 131.
- 8) 揚井編, 前出書, p. 366.
- 9) 米・英共に為替管理を採用したわけではなく、それを導入している諸国との協定に由来してこの規定が両国の該当欄に出ている（Snyder, op. cit., p. 792）。この場合も、アメリカが規定する内容は「一般的」なもので先にみた輸入割当制の場合の方式と同様であり、こうした貿易統制の非関税手段に対して、アメリカが無条件最恵国条款を一貫して通商協定に適用していくことと密接に関連している（Tasca, op. cit., pp. 130-32）。この点は次章で互恵通商協定政策の論理を検討する際に取り扱う。
- 10) 内田勝敏, イギリス貿易政策の一駒, 『経済学雑誌』, 第51巻3号, pp. 41-47.
- 11) リチャードソンも「無条件形式の最恵国原則の強力な支持がイギリス通商政策の一特徴であってきたのだが、最近ではある傾向がその適用を修正させるべく発展してきている」（Richardson, op. cit., p. 114）と述べ、イギリス貿易政策の特恵関税制への重心移動を認めている。

このような意義を有するイギリスの最恵国条款の実質的修正に対して、川田教授は、アメリカのキューバとの特惠条約に関する同様の措置を挙げて、アメリカの最恵国主義を同列のものと評価されている（揚井編, 前出書, pp. 341-42）。

指摘されている事実はその通りである（後述）が、そのように評価することによりかえって、29年恐慌以降のおおの貿易政策相互間の対抗におけるイギリス的な最恵国主義（次注を参照）とアメリカ型の最恵国主義との差異が看過されることになりはしないか。アメリカの場合は、イギリスのように英連邦という独占的海外市場に等しい条件をほとんどたず、イギリスよりも一般的な形態でしかも関税引下げを主要手段とする貿易政策を展開せざるをえなかった〔付注〕。こうした最恵国原則を採用する場合の条件における決定的な相違が、後に問題化する英連邦特惠制をめぐる米英対立あるいは戦後の国際貿易体制などの戦後構想をめぐるアメリカのヘゲモニーとイギリスの抵抗などに投映されていくのである。こうした事態の進展を展望しえない先の評価は、その限りで観念的にすぎるといえよう。

〔付注〕 特惠関税制と最恵国条款の關係に関するイギリス方式の簡潔な要約は、内田教授と共に、帝国内相互貿易促進のために「英帝国諸国も特惠関税の妨げとなるごとき条約を今後外国と締結せず、現行条約でその妨げとなるものがあれば、当該条約義務より免れる措置をとる……。さて特惠関税を実施するには二つの方法がある。一つは帝国内の関税を引下げる方法、もう一つは対外関税を引上げる方法……で實際は後者の方法がとられ、英帝国内の各国は〔32年7月のオッタワ會議以来—引用者〕そくそくと関税引上げを実施した」といいえよう（内田勝敏，前出，p.47）。また、イギリス自身は、オッタワ會議に先立って、31年末から32年にかけて非常輸入関税から一般的保護関税へ移行し高関税政策を本格的に導入していた（内田勝敏，前出，pp.44-46）。アメリカのたどる方向と比べて余りに対照的である。

- 12) 揚井編，前出書，pp.383-84，大島編，前出書，pp.343-44，347-48。

イギリスの互惠通商協定政策は実質的には双務主義の性格を強めざるをえない。というのも、恐慌からの回復の為の国内的経済振興政策にはポンド防衛が必要と認識され、イギリスは対連邦諸国に対する輸入超過の増加を、イギリスを重要な輸出市場とする諸国に対して、その対英輸出依存度の大きさと対英出超を槓杆に、通商協定を強制しかつそれによる輸出増進を図ることによってカバーするのに努めたからである（大島編，前出書，pp.347-48を参照）。

- 13) 第一次大戦後に農業不況に悩まされていたヨーロッパの農業諸国は、世界資本主義の体制から脱却したソヴェト・ロシアを除いて、世界恐慌の渦中で深刻な農業恐慌に陥り、窮況からの脱出口を各種の「地域協力」に求めた。そうした「地域的経済協定は、関税同盟の発展した形態をとらず、特惠的協定を目的とした通商協定」の形態をとったから（Heinrich, K., *The Formation of Past Customs Unions*, p.35），それらの協定の「最恵国条款に対する違反は大貿易国〔とりわけイギリスとアメリカ—引用者〕の認めるところとならず，そこに於て地域的協定が効果的たる為には，条約両国が極めて有力であり，他の国家をして最恵国条款に対する除外例を認めしむるだけの力」をもっていなかった（Condcliffe, J. B., *The Reconstruction of World Trade*, 1940, 邦訳『世界貿易の再建』，p.287）為，それらの地域協力は「一つの運動」として出現しただけであった。地域協力の胎頭と消滅に関しては，Condcliffe, 邦訳，前出書，pp.288-95を参照。

第2節 アメリカの国内産業保護と国際収支の不調整

戦後に政権復帰した共和党の下でアメリカは再び貿易障壁を高めた。戦中・戦後の特殊な海外需要に刺激されて生産を拡大した国内諸産業は、1920—21年恐慌による過剰能力問題の解決を回避する為に、21年緊急関税法と22年関税法によって主に農産物関税を高めることを通じた価格低落の防止という保護を受けて温存された¹⁾。22年関税法は更に“war babies”産業の為に保護関税や化学工業を育成する関税を定めたが、これらは戦争の教訓とされる「国家自給自足の意識の高揚」に支援されていた²⁾。こうして、戦後恐慌を契機に、アメリカ国内市場は国内諸産業に確保されることになるが、保護効果を補強する「弾力条項」³⁾と「罰則関税」の設置が共和党の関税論である「生産費均等化原理」⁴⁾の適用として規定された。他方で、アメリカ工業は、戦後恐慌の打撃を大規模な産業合理化を通じて克服しつつ、また上述の関税引上げによる輸入制限の不況緩和作用⁵⁾と国内市場独占効果を付与されて、国際競争力を強化（生産性の上昇）し生産力規模を保持してきた⁶⁾。

このように戦時・戦後を通じて増大した保持されたアメリカの生産力は必然的に世界市場進出を目指すことになる。通商政策において、アメリカが最恵国条款の適用方式を有条件形態から無条件形態へ転換させるのは、そうした過程⁷⁾を反映しており、その転換はアメリカ経済の国際的地位の強まりを物語り、アメリカ貿易政策を「門戸開放」の要求にみられるように積極化させる契機となった。とはいえ、1922年関税法に基づくアメリカ貿易政策は全般的に高められた関税水準を基軸にしたものであり、しかもその関税は法定関税で非協定的な単一関税であったから、無条件最恵国条款の採用は単なる補足物にすぎず、孤立主義の貿易政策に基調変更をもたらす要因には成りえなかったといえる。

こうした保護主義的貿易政策に助成されまた資本輸出に媒介されながら、アメリカの外国貿易は優位な国際競争力と生産力を条件に20年代には大幅な黒字を実現してきた。1922—29年間の年平均貿易黒字額は712百万ドルに達し、經常収支でも同444百万ドルの黒字を計上していた⁸⁾。尤も、こうした貿易収支は

アメリカ資本に対する外国需要に応じる（典型的にはドーズ・プラン）ことに媒介されて維持された側面を看過できないが、そうすることによってアメリカの国際収支はバランスされていたのである。しかし、そうした構造は株式ブーム中の資本還流によって最初の裂け目を生じ、アメリカ大恐慌により崩壊に帰した⁹⁾。本章の冒頭で示したアメリカ国際収支の不調整問題が顕在化したわけである。つまり、貿易収支の黒字基調と国際的な債権国の地位は、国際均衡上、そのままでは矛盾する。長期安定的な資本輸出、或いは調整的な国際的金融取引の媒介が必要であったのである。

- 1) F. W. タウシッグ(長谷田・安芸共訳), 『米国関税史』, 1938年, 邦訳, pp. 402-05, 松村憲一, 第一次大戦後における米国貿易政策の発展(-), 『学習院大学』研究年報』, 第3号 (1955年), pp. 600-01。なお, 22年関税法は, 本文で並べた農産物関税の引上げに止まらず, アメリカ議会の関税形成に独自の「ロッグ・ローリング」の方法によって, 鉱工業生産物の関税引上げをもたらした(タウシッグ, 邦訳, 前出書, pp. 404-05)。
- 2) タウシッグ, 邦訳, 前出書, pp. 402, 422-30。
- 3) この弾力条項(22年関税法 315 項)は, 従来純然たる立法的事項であった法定関税率の変更を, 50%の範囲内で行いうる権限を大統領に賦与することを規定した。実際の適用は, 次注でみる「生産費均等化原理」の具体的表現である関係から, 関税引上げの手段に活用され, 「アメリカの関税率は軽減されないのみか『弾力性』は圧倒的に上昇の方向に利用」された事実を松村氏は1922年及至29年の期間で確認されている(松村憲一, 前出論文, p. 603)。ここで予め指摘しておけば, この「弾力性の要素」は互惠通商協定法によるアメリカ関税表のなかに軽減化の方向で具体化され, 弾力条項は当該法の規定によって協定による関税率には適用不能とされる。ポパーの観察(1922-40年期間)によれば, 22年と30年の両関税法の弾力条項にもとづく税率変更は85例〔課税品目は3,337品目〕でそれらは「殆んどが重要でない税率変更」であったという(Popper, D. H., "Six Years of American Tariff Bargaining", *Foreign Policy Reports*, Vol. XVI, No. 3, 1940, p. 39, f. n.)。
- 4) タウシッグによれば, この原理がアメリカ関税制度に適用されるのは1909年関税法以来である。その最初の定式は1904年の共和党綱領に「保護の程度は常に, 少なくとも内外における生産費の相違に等し」かるべきと規定されていた。この「真の保護の原理」は「国内と国外との生産費の差額に等しい関税を賦課し, 併せて米国の諸産業に合理的な利潤を与える」べきものとされ(タウシッグ, 邦訳, 前出書, p. 323), 弾力条項(Flexible clause)に具体化している。これに対し, 民主党の関税原理は「競争関税」論で1913年のアンダーウッド関税において強調された。これは「国内及び外国の生産者が共に相当の利潤を獲るとき方法によ

って競争しうる関税」であって、生産費均等化論が「普遍的な保護関税の適用」を意味するのに比べて、競争関税の理論は「保護関税を必要以上に高率とすべきではなくしかもなお国内の生産を保証するに十分なほど高率とすべき事を意味する」点に相違が見い出されている（タウシグ、邦訳、前出書、pp. 376-77）。この競争関税原理は農工分業を固定的に拡張する国際分業の理念であつたいわゆる自由貿易原理と異なるのは明らかであり、生産費均等化原理と本質的に矛盾するものではない。いづれもアメリカ資本主義の帝国主義段階に固有な独占的保護関税である。

- 5) ムルクセは、アメリカのこの関税水準の急激な引上げを念頭におきながら、その不況緩和作用を次のように説明している。「国内の雇用および投資活動の不況に悩む国も、輸入制限の手段によって不況を和らげようとするであろう。けだし、外国製品の代りに自国製品への国民支出の流れを増加し、それによって国内産業に対する新しい投資機会を創出し、そしてもし金本位制をとっているならば、貿易収支の好転とそれにもとづく貨幣地金の流入によって国内の通貨供給を拡張して、立場を改善するのが当然だからである」と述べ、「金本位の条件の下で国内の回復策がない場合には、この政策は、国際問題として一国に残された唯一の不況克服策となるのがつねである」と付言している（Nurkse, R., *International Currency Experience*, 1944, 邦〔村野孝・小島清〕訳、『国際通貨』, pp. 318-19）。
- 6) アメリカの産業合理化については、大島編、前出書、pp. 91-108を参照。
- 7) その過程の内容をこの形態転換に即していえば、(1)アメリカ輸出の相当な部分を構成するようになった工業製品は、ヨーロッパの工業を補完するよりもそれと競合していたし、農産物輸出もヨーロッパ大陸の農業保護や新興農業諸国の輸出と競合関係に立つことになり、そうしたアメリカ輸出の性格変化に伴って海外市場での差別強化を招き易くなっていた。(2)アメリカ工業技術の優位性の確立と国際競争力の強化の結果、アメリカ工業製品の輸出には特定化された市場での特殊な便益という補助は必要でなくなり、そうした貿易譲許を追求する有条件形態はもはや桎梏と化していた。(3)つまり、有条件形態は国際的な摩擦と敵意を導き、アメリカ資本主義の世界市場進出には無条件最恵国条款の採用が合理的となった。
- 8) U. S. Department of Commerce, *The Balance of International Payments of the United States*, の各年号より算出。
- 9) Arndt, *op. cit.*, p. 71.

第3節 アメリカ大恐慌と1930年関税法

第1節でみた貿易統制の諸手段は、当初は、国際収支を防衛し波及してくる恐慌の作用を防止する緊急措置であつた¹⁾。その作用源がアメリカ大恐慌であり、諸外国に与えたアメリカ大恐慌のインパクトについてはこれまでに述べてきた通りである。アメリカ大恐慌の世界恐慌への発展がそうした暫定的諸措置

を恒常化させたのだが、恐慌下に改訂されたアメリカの関税も影響を及ぼしたのである。

1930年関税法は前節でみた共和党の孤立主義的保護関税の基調を継承し、のみならず保護関税水準を一層高める改訂を施して制定された。この一方的なアメリカの貿易制限措置は、20年代後半以来続けられてきた国際経済の諸問題に対する国際協調的な経験を見放した行動であり、結果的に諸外国による対抗的な関税引上げ²⁾と報復的な輸入制限³⁾を導いた。のみならず、1930年関税法は前節でみたアメリカ国際収支の不調整問題に何らの政策的考慮も払わなかったことを意味していた。この問題点は後に、世界恐慌の進展するなかで、国際的な対米債務不履行問題に発展し⁴⁾、ジョンソン中立法を導き、また国際経済関係が混乱する事態の下での投資誘因の喪失に伴うアメリカ資本輸出の実質的崩壊を帰結していく動因となるものであった。

そして、諸国が次々に恐慌に巻き込まれ、世界恐慌が深刻化するにつれて、第1節でみた輸入割当制や為替管理と双務的貿易清算制並びに特惠関税制などの貿易を直接的に統制する手段は、各々の国の貿易政策の主軸となり恒常的となる。こうして、相互に対抗的となった貿易政策によって形成される新たなそれぞれの貿易関係の進展に対して、1930年関税法に基づくアメリカの関税中心の貿易政策は、それらに有効に対処できる余地を狭められてきたのである。事態のこのような進展は、アメリカには主要諸国による対米通商差別と映った。同時に、恐慌の深化とともに激減してゆくアメリカ貿易とアメリカの国際的地位の後退を回復させる方向は、共和党の対外経済政策ではもはや不十分であった。それでは、諸外国が採用してきた上述の双務主義的方向をアメリカが採用し、アメリカは通商差別に対抗して同種の通商差別を行使するのだろうか。

しかし、そうした政策転換にはこれまで見てきたアメリカ経済の国際的地位を示す諸側面が制約条件となる。以下、それらを要約的に述べてみよう。(1)アメリカの貿易収支は出超を続けしかも熱帯産品輸入国を除いて殆んどの国に対して黒字である事情は、他の諸国によって駆使された「貿易収支の逆調」を取引上の有力手段として採用する方法に導かず、アメリカは別種の貿易関係を創

出する誘因に訴えざるをえなかった。(2)そうした出超を定着させるほどに、アメリカの産業は對外競争上で優位にあり、また(3)伝統的な保護関税により補強されてきた農工兼備型の自己完結的經濟構造と国内市場規模の巨大さに基礎づけられて、アメリカの外国貿易は国内經濟の循環運動に対して相對的に獨立的な位置にあった⁵⁾。そして、(4)諸外国を悩まし彼らが貿易を直接的に統制する諸手段を導入・強化する原因となった國際収支問題はアメリカには存在しなかった。

- 1) ヌルクセ, 邦訳, 前出書, p. 318.
- 2) アーントによれば, 1931年の終りまでに約25ヵ国が関税引上げの「第一次運動」に巻き込まれた (Arndt, op. cit., p. 72)。
- 3) 例えば, フランスによる輸入割当制については, Jones, op. cit., p. 168を参照。
- 4) 1934年においてすら, 対米債務不履行はアメリカ保有外国証券の32%に及んでいた (Arndt, op. cit., pp. 71-72)。
- 5) その一指標を經濟全体 (國民所得で代表させる) に対する外国貿易〔輸入+輸出〕の比率に求めてみれば, 1933年の数値で, アメリカは7.3%であった。これに対して, イギリスは25%, フランスは23.5%, ドイツは19.5%という数値となり (以上, League of Nations, Statistical Year Book, 1937-38), アメリカの全体としての外国貿易依存度は相当に小さいことがわかる。

第2章 互惠通商協定法の成立とアメリカ貿易政策の転換

各国が直接・間接に貿易統制を強めたことを前章でみたが, 主要諸国の貿易政策はそれぞれに国内市場の独占的支配と對外市場の維持・獲得を目標としていた点で共通しているものの, その意味の共通性は帝國主義の貿易政策に固有な市場支配の本質を鮮明に表現したもので, これらの貿易政策間の對抗關係の展開は資本主義的世界經濟の崩壊を促進したのである。こうした協調から對抗への局面転換は, アメリカからみれば, アメリカが觀念するような市場メカニズムに立脚した世界市場の変質と海外市場からのアメリカ排除を意味した。國際環境はアメリカの国内景氣振興に寄与すべき外国貿易に制約を加えるものに変化したのであった。

こうした恐慌下の國際經濟關係の認識にもとづいたアメリカ貿易政策の転換を以下で取扱うが, その際の視点は, かかる時期では政策手段として二次的な

ものに転落させられた、アメリカ関税制度の運用に主に向けられる。その運用方法を通してアメリカの新貿易政策の基本性格を見出しうるからである。

第1節 1930年関税法下の互惠主義運動

国際的に保護・統制貿易が胎頭するなかで、それらとは政策基調を異にする貿易政策の先駆的運動がアメリカで推進された。「互惠主義」を標榜するその貿易運動は孤立主義に貫かれた1930年関税法にもとづいた高度な保護貿易政策に対する実質的批判であり、後の互惠通商協定法の基本性格を提起していた。

その経済的背景を先ず簡単に見ておこう。恐慌の深化に伴ない、1929年乃至32年の間に、世界貿易は61%縮小し、アメリカ輸出は70%の激減を蒙っていた¹⁾。主要輸出品をみれば、機械・自動車・鉄鋼など重工業製品は壊滅的な打撃を受け、農産物輸出でも小麦が著減し、全体的にみても殆んどの主要輸出品が半減以上の惨落に陥っていた(第2表)。

こうした輸出の激減(事態は輸入についても同様)が貿易関係業界に行動を要請したのである。行動はC. ハルの互惠条約案の提唱(31年6月)に始まる。

第2表 主要10大輸出品の輸出動向

(単位: 百万ドル, 指数は 1929年=100)

		1929年 輸出額	輸 出 指 数								
			1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
棉	花	770.8	64.4	42.2	44.8	51.7	48.4	51.5	46.8	47.8	29.7
機	械	604.4	84.9	52.3	21.7	21.9	36.1	43.8	55.4	79.3	80.5
石油及び同製品		561.2	88.1	48.2	37.1	35.6	40.5	44.6	46.9	67.1	69.2
自動車及び部分品		541.4	51.6	27.4	14.1	16.7	35.1	42.0	44.4	64.1	49.9
鉄鋼及び同製品		200.1	69.4	31.6	14.4	22.7	44.3	44.2	55.8	149.9	92.1
小 麦・小 麦 粉		192.3	81.9	43.8	26.6	9.7	14.1	7.9	10.1	33.3	52.6
銅 及 び 銅 製 品		183.4	57.4	29.8	11.6	13.6	27.1	26.7	27.6	51.0	47.3
葉 タ バ コ		146.1	99.7	75.8	45.1	56.8	85.6	91.8	94.0	92.1	106.6
果 実		137.5	80.7	79.5	56.2	50.7	54.0	68.0	58.6	59.8	71.6
綿 製 品		135.1	65.6	44.5	33.7	29.1	32.2	28.6	32.3	44.2	42.2

資料: U. S. Department of Commerce, Statistical Abstracts of the U. S., 1939.

関税を相互に引下げる互惠条約によって貿易の窮境を打開しようとするこの種の動きは32年には顕著に発展し、32年1月に下院に提出された「コーリア関税法案」(Colier tariff bill)は5月に議会通過を果した²⁾。同法案は大統領拒否に会い成立しなかったが、にも拘らず新たな互惠貿易政策を支持する動きは衰えず³⁾、32年秋の大統領選挙におけるルーズベルトの勝利は「新しいアメリカ通商政策の夜明け」を約束した⁴⁾。

とはいえ、新しいアメリカ貿易政策の形成は順調に進んだわけではない。なぜなら、上記の大統領拒否の理由に示された問題点、つまり、(1)最恵国主義と互惠主義が両立しうるかどうかの基本問題は未解決のまま残され、また、(2)締結される通商協定が議会批准という関門に左右される以上、協定政策は有効性を発揮しうるかどうかの懸念も残っていた。ただ、これらの互惠主義的貿易運動を通じて、アメリカは関税を引下げる方向を選択し、この方向から孤立主義的な1930年関税法の限界を克服しはじめたのである⁵⁾。

1) League of Nations, Review of World Trade, 1933.

2) 同法案は、互惠的通商協定の交渉権限を大統領に委譲する規定を含み、一旦下院歳入委員会が削除された互惠主義規定も、イギリスによる互惠通商協定政策の採用を契機に、再導入された上で通過した (Tasca, op. cit., p.16)。

3) 主な支持者・団体として、ニュー・ヨーク州知事 F. D. ルーズベルト、G. F. パウアーの指導する世界貿易連盟、公正関税連盟、全国自動車商工会、アメリカ製造業者輸出協会、ニュー・ヨーク海外通商クラブなどを挙げることができる (Tasca, op. cit., pp.16-17)。先にみた輸出激減を蒙っている重工業関係の業界が登場したのは注目してよい。

4) 以上, Tasca, op. cit., pp.14-17 を参照。なお、民主党の選挙綱領における関税政策は「歳入のための競争関税」と「国際貿易を回復させる諸外国との互惠関税協定」及び「交渉を容易にするための国際会議」を提起し、この民主党の政策が「コーリア法案」に動機を与えていたとタスカは指摘している (Tasca, op. cit., p.17)。

5) 互惠主義の経験は、アメリカ貿易政策史では、第一次大戦前に示されている。それは1890年と1897年の関税法 (共に共和党が主導した) に設けられた「互惠」規定にもとづいていた。97年関税法は、特定商品の関税譲許とは別に、課税品一般に対する関税引下げ (20%以内) の条約締結の権限を大統領に付与したが、この種の条約は全然結ばれなかった。有効期限と上院批准の条件がその原因であった (タウシグ, 邦訳, 前出書, pp.249-52, 314-16)。かくして、互惠規定が

適用される形式は、エルスワースによれば、罰則関税の脅威を通じて平等待遇を獲得する形式であった (Ellsworth, P. T., *International Economics*, 1938, pp. 368-69)。この形式の精神は 1922 年と 1930 年の関税法にも持ちこされたが、以下で検討する 1934 年互惠通商協定法は相互の関税譲許を通じて平等待遇を獲得する方式と特徴づけてよいだろう。

第 2 節 1934 年互惠通商協定法

1934 年互惠通商協定法は 1930 年関税法を修正する形で成立した (34 年 6 月)。それは「第三部、外国貿易の促進」の標題で 30 年関税法に追加され、四章で構成されている。

その検討に入る前に次のことを確認しておく必要があろう。同法が成立する迄に民主党政権発足後 15 ヶ月が経過し、その間にニュー・ディールの諸立法が制定・実施された。外国貿易関連でも 33 年 4 月の金本位制停止とドル切下げ、5 月の農業調整法、6 月の全国産業復興法、34 年 2 月のワシントン輸出入銀行設立、4 月のジョンソン中立法等が互惠通商協定法に先行していた。これらを前提にして同法が成立したのであり、そのことは各々の立法の目的と対象の特定化と立法間の不調和の可能性を予想させる¹⁾。

さて、互惠通商協定法が規定する内容は、次の通りである²⁾ (概要は筆者による)。

Section 350 : 法律の目的と目的達成の方法

Section 2 : 30 年関税法と互惠通商協定法の法的関連と有効期限

Section 3 : 外国の対米債務との連繋禁止

Section 4 : 法律運営機構と国内利害の調整

本節では、互惠通商協定法に基づいて形成されるニュー・ディール貿易政策の理念と論理の解明に努める。その基準を与えるのは最初の章の規定であり、ここでは専らこれを探り上げ、残りの章は次節で改めて検討を加える。

互惠通商協定法の目的は、生活水準の回復・国内失業と恐慌の克服・大衆購買力の増加及び国内産業部門間の良好な関係の維持、を図る手段として外国市場を拡張し、また国内生産部門の特質と必要に応じて調整的に国内市場を開放することである。その為に、彼我の貿易抑制的要因を再検討し、大統領に(1)外

国政府乃至該当機関と通商協定を結び、(2)現行関税と輸入制限の修正、或いは追加的輸入制限、或いは協定のカバーする商品に対する現行関税乃至内国税待遇の継続、の権限を与えた。但し、関税率修正には、50%以内での増減と有税品・無税品間の移転禁止の制限が付されている。他方で、協定による関税はすべての協定諸国に適用され、そこに無条件最恵国待遇の原則が適用されているが³⁾、そうした関税譲許は対米通商差別乃至同等の法律か政策の存在する相手国には停止される。また、次節でもふれるが、法律の有効期間は三年で、これは当局が協定締結を果たす期限である。

以上の目的と方法に基づいて、アメリカの新貿易政策は、関税引下げと無条件最恵国主義に支援される通商協定を通じて、統制的な世界市場の諸条件に適応しつつ輸出を回復させることを企画するのである。その際、前節で提起された問題—最恵国主義と互惠主義の両立化を、通商協定による新しい貿易政策は具体的にどのように解決し、そうした市場適応を実現するのだろうか。その解決方法は次の諸方式に具体化されている。即ち、アメリカは、最恵国条款の適用を通じて互惠的な関税譲許を協定諸国に全般化させる方法として、(1)主要供給国方式、(2)関税の細分類、(3)協定継続時の税率軽減、(4)同時交渉方式及び(5)撤回条項の設置の諸方式を創出し⁴⁾、両原則間の両立化を図りつつ同時に輸入を調整しようとした。

解決方法の環とされた主要供給国方式⁵⁾に焦点を当てて今少し立入ってみよう。この方式を適用すれば、アメリカが協定交渉相手国のアメリカ輸入における主要供給品目を選定し、それらを関税譲許対象として互惠的譲許を与え、これらの譲許が無条件最恵国条款によって第三国へ全般化されても、当事国は譲許の全般化を通じて当該輸出品に関する譲許の利益を削減されることはない。主要供給源とされる商品が当事国の輸出にとって重要であればあるほど、その国はこうした関税譲許の利益に協定締結の強い誘因を感じることになる。主要供給国方式のこの作用は、自国商品に関し主要供給国にランクされていなくても、その商品を品目細分類の方式を通じて主要供給源にランクし直す⁶⁾ことによって、こうした相手国との協定締結を促進する点で関税細分類の方式と機能

的に連結する。他面で主要供給国方式は当該法の目的の一つである調整的輸入による国内産業構造の均衡化に寄与する側面も兼ね備えているが、ここでは指摘するに止める。

こうして、最高限50%の関税引下げを交渉の武器に、主に主要供給国方式と関税細分類を連結させて交渉誘因を創出し、しかも国内の基本的産業構造を維持するという貿易政策が形成された。しかし、この限りでは一般的な方法に止まり、既に世界市場分断化の道を進む現実の貿易関係にアメリカの通商協定政策がどのように働きかけたかを明らかにしなければならない。アメリカがすべての国々と通商協定を締結するには、各国の貿易政策はアメリカのそれと目的や条件及び方法をそれぞれに異にしすぎていることはこれまでに確認してきたところである。

その具体的基準は、対米通商差別の存否とアメリカの立場からみた世界市場構造の認識⁷⁾にもとづいて、実質的な差別待遇の確認に求められる。そして、諸外国は(1)アメリカ商品に対し差別待遇をしている国で且つ通商協定締結交渉中のグループ、(2)現行協定乃至条約にも拘らず差別待遇をしている国、(3)何らの差別待遇をしていない国に分類され、それぞれに応じてアメリカは、30年関税を一般税率とし通商協定による協定税率を併用する一種の二重関税を運用する⁸⁾。こうして、アメリカの貿易政策は、輸出市場の確保のために、対米通商差別の撤廃を具体的目標にしたが、そのことは最恵国原則の自己堅持と対外的要請を必然化する。その結果、最恵国待遇の保証が互惠通商協定政策の主要な環となり、一面で最恵国条款の実質的修正が顕著となった30年代にあって、アメリカがそれを墨守する特異な現象が生じ、他面でアメリカによる平等待遇の要求そのものが主要諸国の貿易政策に対する実質的批判に相当した。換言すれば、上述の具体的目標の追求を通して、アメリカの互惠通商協定政策は国際貿易における市場諸力の回復を互惠的な関税譲許の通商協定網の拡張によって達成する基本的目標を追求するわけである。こうして、ニュー・ディール貿易政策は「互惠・平等」の理念の下に「多角」的な通商関係を再組織し、関税手段による価格メカニズムの機能できる世界市場を再建する方向を選択したのであ

る。H. W. アーントが“freer trade”⁹⁾と評価するのも上述の方向に即してである。

- 1) 後の点に関しては、例えば、貿易政策の基本路線をめぐる「ハル・ピーク論争」の発生を指摘してよいだろう。G. N. Peek はルーズベルトの外国貿易特別顧問兼輸出入銀行総裁の地位にあり、その立場から高関税と厳重な双務主義に立脚する国内中心の輸出入均衡主義を主張した。他方、Cordell Hull 国務長官は先にみた「互恵主義」の提唱に示されるごとく「自由貿易」論者であり、彼のとった立場は、論争勝利後に展開される国務省中心の互恵通商協定政策（いわゆる「ハル・プログラム」）に具体化される。論争については、Tasca, op. cit., pp. 82-92を参照。
- 2) 法律全文はタスカの著書に収録されている (Tasca, op. cit., pp. 306-08)。
- 3) 再び採用された無条件最恵国条款はキューバとの特恵協定には適用を除外された (350章b項)。先にみたように (第1章第1節の注11)、川田教授はこの事実に着目されていたのである。
- 4) これらの方式間の関連を、タスカは、「最大の基礎は断然主要供給国方式である。この方式は1930年法の関税表にある商品の細分類によって強化される。協定継続における部分的削減の利用、諸国グループとの同時交渉及び撤回条項は最初の二つを補助するものである。それらは、主要供給国原則が既存の諸条件に完全には適用できないような場合に、軌道を支援する役割を演じる」という相互関係を示し、主要な手段を主要供給国方式に求めている (Tasca, op. cit., pp. 146-47)。同様の解釈は、Ryder, Oscar B., *Foreign Trade Policy of the U. S., The Political Quarterly*, Oct.-Dec., 1937, p. 570. にもみられる。
- 5) この方式が導かれた方法をみておくのは理解の一助となろう。それは過去のアメリカ貿易の実態分析に関する議会の関税委員会への命令に始まる。報告をもとに、貿易の相手国別・商品別の分析が行われ、主要相手国（「セイヤー・リスト (Sayre List)」は29ヵ国を対象とした）毎に最高輸入された商品を配分し、こうして各商品に対する主要供給国を確定し輸入貿易の実態を把握しておき、通商協定交渉のアメリカ側の資料を準備したのである。Sayre Listの一端については、Tasca, op. cit., p. 314を参照。通商協定法の継続とともにこの方式が交渉形式として定着した後、戦後の協同的関税引下交渉の場で再び同様の交渉形式が現われることを示唆しておこう。第3章第3節で再論する。
- 6) この関税細分類の方法は農産物と工業製品とでは適用度合を異にし、後者の商品に対する方がより弾力的に適用可能である。このような差違は、アメリカが締結した工業国（ベルギー、スウェーデン、カナダ、オランダ、スイス及びフランス）との通商協定にとって主要供給国方式を有効にさせる為に必要なステップであった (Tasca, op. cit., p. 142, f. n. and pp. 142-43)。
- 7) これまで見てきた通り、アメリカの政策は関税政策中心と特徴づけるから、個別的な「差別的関税待遇」のみならず貿易の量的・質的な直接的統制（引用者）

は容易に一国の輸出貿易を少くとも部分的に破壊するかもしれない」(Helfferich, Karl, Handelspolitik, 1901, S. 197) という作用に対抗して、アメリカは、市場構造の変換は市場メカニズムの復活・機能を通じて調整されるべきだとする認識を基本に据えていたのは明らかであろう。勿論、その背景にはアメリカの生産力水準と国際競争力に対する確信が存在していることはいうまでもない。

- 8) グループ分類については、揚井編、前出書、p. 389, Tasca, op. cit., pp. 153-59を参照。

また、より具体的な運営基準は、(1)関税譲許を全般化するに際して最恵国義務が存在する時にのみ第三国にそれを拡張するような狭小な政策は拒否し、(2)全般化に対する例外基準に貿易収支や貿易障壁の絶対的水準を導入せず(双務主義の否定とアメリカ自身の高関税水準に対する批判の回避)、(3)平等待遇の見返りに平等待遇を相互に拡張する方向で譲許を全般化するというものであり、こうした現実的な基準を通じて「通商差別の問題に関する一つの協調された攻撃において協力を獲得する試み」が企画されたわけである(Tasca, op. cit., pp. 148-51, 154)。

- 9) Arndt, op. cit., p. 77.

第3節 アメリカ貿易政策の革新と制約

前節で検討した互惠通商協定政策の論理と方法は、これを第一次大戦以降の共和党主導下の貿易政策と対比すれば、明らかに転換を遂げている。つまり、高率の関税を軸に国内産業を保護し弾力条項の上向的適用と罰則関税によって保護効果を補強しながら、世界市場進出の為の無条件最恵国主義を採用し、諸外国に門戸開放を要求することを企画する貿易政策は、1934年互惠通商協定法の成立により、弾力条項を後退させられ¹⁾、直接的な国内産業保護の意図を主要供給国方式による間接的效果に代位させられる。とりわけ、アメリカの高関税を貿易を抑制する要因と認めたことを契機に、関税の互惠的譲許という反対方向の手段を最恵国条款と結びつけて孤立主義から国際主義への転換を図り、新しい様相の門戸開放を対外的に展開する政策へ転換した。こうした転換を遂げた国際主義的な貿易政策は、前節でみた理念と方法にもとづいて、国際的に貿易自由化の運動の性格を強める。

他方で、先にも示唆したように、ニュー・ディール諸政策には各々の政策目的の特定化と相互間不調和が付随していた。対米債務を通商協定政策の展開に

利用することを禁止した規定（同法第三章）は、政策の対象を関税に特定化し
 いわば国際金融と国際貿易の相関を分離させ、そうすることによって上述の基
 本性格を強めたといえる。のみならず、この貿易と金融の分離運営はジョン
 ソン法による対外金融取引の規制によって部分的に、恐慌下に急崩壊した民間
 長期資本輸出と資本還流によって実質的に補強されていた²⁾。貿易政策の展開
 を促進すべき資本輸出の条件が喪失するとともに、アメリカの貿易政策は、既
 に対米債務不履行に示された各国の国際収支困難に対して、上述した政策関連
 と条件を通じて、(1)アメリカ貿易の出超を金融取引の払超によって均衡させる
 か、(2)債権国である国際的地位に基づいて輸入増進を図り貿易収支逆調を創出
 して国際収支を均衡させるか、のいずれの方法をも拒絶したわけである。

第 3 表 アメリカの対外投資・割賦償還及び利子配当受取

(単位：百万ドル，＋：資本輸入，－：資本輸出)

	1925-28	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
新規外国発行(1)	- 1,067	- 635	- 833	- 213	- 27	- 10	0	- 44	- 20	- 10	- 53	- 31
直接投資	- 274	- 335	- 253	- 196	- 36	- 91	- 48	- 25	- 60	- 20	- 110	- 26
民間債務の割賦償還受取(2)	+ 302	+ 276	+ 250	+ 257	+ 172	+ 123	+ 114	+ 185	+ 181	+ 190	+ 87	+ 93
民間長期投資の利子配当	+ 720	+ 876	+ 838	+ 563	+ 396	+ 487	+ 432	+ 508	+ 556	+ 568	+ 540	+ 523
差	引 - 319	+ 182	- 6	+ 411	+ 505	+ 509	+ 498	+ 624	+ 657	+ 728	+ 464	+ 559

注 (1)、額面資本。但し、借換発行、アメリカ属領のための発行・割引及び引受手数料を除く。

(2)、社債償還額及び減債基金支払額を含む。

資料：U. S. Department of Commerce, The Balance of International Payments of the United States, each year.

また、互惠通商協定法の有効期間は三年とされ（同法第二章）、その期間内
 においては、同法が30年関税法の諸規定に優先し、これに基づいてアメリカ貿
 易政策の転換が導かれたのである。しかし、それが時限立法であることから、
 そうした転換の確立には30年関税法の恒久性と通商協定法の時限性の関係、言
 い換えれば孤立主義的保護関税への復帰と多角主義的国际貿易の追求との対立
 を国際主義の方向で克服しなければならない。それには、その時々内外情勢
 に対応することを通じる互惠通商協定法の更新を待たねばならない。また、そ
 うした根拠法の不安定を内在しながらも、通商協定の締結と関税譲許の権限を

大統領に委譲した結果、互惠主義に基づく協定は上院批准の制約を解かれ、議事に主導されいわゆるロッキン・ローリングの方法による高率保護関税を形成するアメリカ的伝統は解消され、関税制度運営において地域的諸利害の重視から国家的利益重視への観点移動が行われた³⁾。それに伴う国内利害の調整を民主的に運営するシステムを規定したのが同法四章である。

以上の分析から、ニュー・ディールの貿易政策は、資本輸出を主要手段とする古典的な帝国主義的貿易政策とは条件と態様を異にする、アメリカ帝国主義の貿易政策とみることができよう。内外の諸制約条件に規制されながらも、国内の孤立主義的傾向を克服し対外的に差別待遇の撤廃を精力的に働きかけることを通じ、アメリカは「自由・無差別・多角」を理念とする貿易自由化運動の中核に位置するに到るからである。こうしたアメリカ貿易政策の革新を動因づけたのは「永久繁栄」の夢を打ち砕いた深刻な恐慌そのものであった。

1) Popper, *ibid.* p. 41, f.n. and p. 39, f.n., Bidwell, P. W., *The Invisible Tariff*, 1939, p. 127, f.n.

2) 30年代のアメリカ資本輸出の崩壊は次表に明らかであろう(第3表)。こうした崩壊状況を導いた要因として、(1)恐慌下に経験された大規模な債務不履行がアメリカの資本家たちに海外投資意欲をそがせ、(2)世界の政治的・経済的諸条件の不安定は彼らに投資環境の喪失と映り (Arndt, *op. cit.*, p. 90), また、(3)資本逃避防止法の運用を緩和し「海外投資・貿易決済等のための海外送金」を財務省の許可制から外す措置(34年11月)にも拘らず、債務不履行諸国にはそれを規制的に運用させる結果に導くジョンソン中立法の制定も挙げうる。そして、互惠通商協定法で再び累積債務との関連づけを禁止されたのであるから、ニュー・ディールの貿易政策は、事実上、資本輸出と連結されずに関税手段を中心とせざるをえなかった。

とはいえ他方で、政府金融の一環として、ワシントン輸出入銀行が設立された。これは、貿易政策における多角主義とは異なり、むしろ直接に「債権国の雇用と輸出の増大を確保しようとする一種の二国間主義」(U. N., *International Capital Movements during the Inter-War Period*, 1949, 邦訳、『国際投資論』, p. 428) に基づいていた。同銀行の機能に関しては、この点とは別に、先ず、対米貿易諸国の国際収支及至ドル不足問題に対する基本的認識を欠いており、第二に民間資本輸出に代替するには資金規模が小さく、第三に貸付対象を選択的に行うため、輸出回復に資する程度は小さくならざるをえない (Arndt, *op. cit.*, p. 90, 北沢新次郎、『各国統制経済の研究』, 1940年, pp. 191-92, Gayer, A. D. & C. T. Schmidt, *American Foreign Policy*, 1939, pp. 131-34 を参照)。

3) そうした政策運営上の観点移動とそれに伴う利害調整の方式は、関税譲許の手段による国内市場開放の仕方に「アメリカの諸生産部面の特質と必要に応じて合衆国への外国商品の輸入を調整する」との法律目的の規定を付す以上、アメリカの産業構造と調和しうる関係に外国貿易を位置させることを必要とする。その回答の一つが、これまで評価を保留してきた「主要供給国方式」のもつもう一つの側面である。こうした外国貿易と国内産業構造の調和的關係への着目については、Woytinsky, W.S. & E.S. Woytinsky, *World Commerce and Governments*, 1955, pp.262-63 を参照。

第3章 互恵通商協定政策の結果と展望

互恵通商協定法は1937年、40年及び43年と更新され、アメリカ貿易政策の基軸としての地位を再確認され戦後へと継承されていく¹⁾。本章では、互恵通商協定政策の結果を対米通商差別の撤廃の程度とそれに基づくアメリカ輸出回復の度合でみて、それらを踏まえながら戦後の国際経済秩序に継承され展開される方法の基礎を検討する。

1) Woytinsky, et al., op. cit., p. 261, Steel, Ronald, *U.S. Foreign Trade Policy*, 1962, pp. 3-4, 及び鈴木鴻一郎編、『現代アメリカ資本主義年表』, 1969年, を参照。

第1節 互恵通商協定政策の結果

1940年初迄にアメリカは20ヵ国と協定を締結し、1938年の実績で、これら諸国との貿易は輸出の59.8%, 輸入の62.2%に及んだ¹⁾。また、協定諸国と非協定諸国を比較すると、輸出入共に前者との貿易回復の方が上回っている(第4表)。主要輸出品でみても、鉄鋼と機械の輸出回復が相当に進んだが、葉タバコを例外として、棉花と小麦に代表される農産物は概して未回復に止った(第2表)。こうした結果を政策資料とされた“Sayre List”と関連づけてみれば、リストアップされた主要貿易相手29ヵ国内の10ヵ国と協定が結ばれ、リスト外の協定国は殆んど中南米諸国である。そして、リスト内の協定国は、次節でみる英米通商協定を除いて、アメリカとの経済関係が密接なキューバやカナダ等であるか或いは金ブロックの国々である。それ以外の諸国は英連邦特惠制乃至イギリスの互恵通商協定政策に規制され、或いは為替管理と双務的清算制を手

第4表 アメリカの通商協定諸国及び非協定諸国との外国貿易

(単位：百万ドル)

	1939年の1938年との比較				1938-39年の1934-35年との比較			
	1938年		1939年		1934-35年		1938-39年	
	価額	価額	価額	パーセント	平均価額	平均価額	価額	パーセント
輸出(含・再輸出)								
協定諸国合計	(1) 1,758	(1) 1,901	+	142	(2) 757	(2) 1,232	+	475
非協定諸国合計	1,336	1,227	-	59	(3) 992	(2) 1,306	+	314
合計	3,094	3,177	+	83	2,208	3,136	+	928
総輸入								
協定諸国合計	(1) 1,155	(1) 1,387	+	233	(2) 774	(2) 942	+	168
非協定諸国合計	806	931	+	125	(3) 772	(3) 868	+	97
合計	1,960	2,318	+	358	1,851	2,139	+	288

注：(1) 協定が1939年の大部分機能していた18ヶ国(及び植民地)を含む。トルコと締結された協定は1939年5月5日に暫定的に効力を発し、また、ヴェネズエラとの協定は1939年12月16日になってであった。したがって、これらの国々に対する統計は上の計算には含まれていない。

(2) これらの数字はエクアドル、連合王国、ニューファウンドランドとイギリスの非自治植民地、トルコ及びヴェネズエラを含まない。

(3) その他合計と比較したこれらの数字によって示される明らかな不一致は、エクアドル、連合王国とイギリスの属領植民地(Crown colonies)との貿易を含んでいないためである。

(4) パーセントの変化は千ドルにもとづいて計算されている。

資料：U.S. Department of Commerce, Bureau of Foreign and Domestic Commerce, Commerce Reports, February 17, 1940, p. 169.

段としたドイツの広域経済圏に規制されてアメリカとの協定締結に至らず、これらの形態の市場独占がアメリカの政策推進の主な障害をなしていたことは明らかである。

次に、協定による譲許の授受をみよう。アメリカが獲得した譲許は、各国の輸入統制措置に対して従来の輸出実績分を回復する為の「代表期間(representative period)」の方法を通じて平等待遇を要求した結果、3,000件以上に達しその内1,600は関税率の軽減乃至除去であった。譲許を受けた対象はアメリカ農産物輸出の75%と工業品輸品の50%をカバーした(1938-39年期)。アメリカは、総課税品目3,337の内1,222品目に対し、税率軽減1,012・増率据え置き59及び免税据え置き151の三形態で関税譲許を与えた²⁾。このアメリカの譲許方式が戦後の関税交渉形式に基準を与える。

- 1) Popper, op. cit., p. 31. 協定諸国は、締結順に、キューバ、ベルギー、ハイチ、スウェーデン、ブラジル、カナダ、オランダ、スイス、ホンジュラス、コロンビア、グアテマラ、フランス、ニカラグア、フィンランド、エル・サルバドル、コスタリカ、エクアドル、チェコ・スロバキア（39年4月停止）、イギリス、トルコおよびヴェネズエラである。
- 2) Popper, op. cit., p. 31. Letiche, J. M., Reciprocal trade agreements in the world economy, 1948, p. 27. なお、Leticheによれば、「アメリカの行った主要譲許160品目のうち130品目は主要供給国からの輸入品であり、1939年に、この130品目で関税引下げをみた全輸入量の約82%を占めた」（op. cit., p. 32）という。

第2節 英米通商協定の意義と限界

1938年11月に締結された英米通商協定は、二つの互惠通商協定政策が統合されたような外観を呈した。アメリカの通商協定政策の成功を実質的に左右する「ヨーロッパの工業諸国との協定」¹⁾は、先の金ブロック内主要国との協定に続いて、英連邦特惠制の中核たるイギリスとの間に結ばれたのである。前節でみたイギリス貿易政策のアメリカの通商協定政策に対する制約（第1章第1節を参照）と世界市場でのイギリス貿易の実績を考慮すれば²⁾、アメリカの自由化攻勢は新たな展望を拓き実質的な勝利を得たものといえる。つまり、英米通商協定の成立は英連邦特惠制の部分的解体の第一歩を意味し、イギリスが1932年オッタワ協定以降の帝国優先と双務主義的通商協定政策において転換を遂げ始める端緒であったからである。

しかしながら、英米通商協定の成立は国際貿易をより自由にする方向でこの時期の国際経済関係に新局面を導くとみるのは速断にすぎるだろう。アメリカ貿易政策は、その展開につれ、別の対立的関係をも結果していた。すなわち、対米通商差別の存否にもとづく関税運用の区別（第2章第2節参照）と前節でみた政策結果の関連から分るように、アメリカの政策はいわゆる自由為替地域との関係に傾斜し為替管理諸国との対立³⁾を深めていったからである。そうした事態の内容を追認したのが1939年12月の中立法改訂⁴⁾であった。したがって、英米通商協定は、なるほど上述の意味での一面期をなすものではあるが、それ自体が関連していた経済政策の対立から軍事的対決への国際関係の推移と

不可分であった⁵⁾。そうした戦争を孕んだ対立の基礎にある主要列強の相互に対抗的な貿易政策を所与として、相互になお共有しうる理念を媒介とした政策間の協同が英米通商協定の他の一面であった。

ヨーロッパ戦争の勃発(39年9月)と同時に当該協定の効力は停止されるが、その際のイギリス首相による戦争終結後の復帰保証⁶⁾により、貿易自由化が理念的には継承されている点に注目したい。この意味での理念継承は、戦争遂行過程で具体化されつつ戦後構想に結びついていく。すなわち、41年8月の「大西洋憲章」と武器貸与法に基づく42年2月の「米英相互援助協定」において、対英交渉を進めるアメリカの立場は、戦後の国際貿易体制に関して、貿易上の差別撤廃を基本に据えた「多角主義の線に沿って戦後世界の復興に協力する」「自由な国際貿易体制の確立」を目指すものであった⁷⁾。交渉の過程で米英両国が英連邦特惠制を差別撤廃の対象としてそれぞれの立場から認めていた⁸⁾ことに着目すれば、第二次世界大戦を歴史的舞台装置として、アメリカ方式による世界市場の再編成を目標とする貿易自由化運動が、武器貸与法に示されるアメリカ資本主義の「力」を通じて、歩調を速めているのを見てとることができよう。

1) Arndt, op. cit., p. 82.

2) 両国を併せれば、世界輸入の28%、輸出の24%となる (L. N., World Economic Survey, 1938-39, p. 193)。英米通商協定については, Popper, op. cit., pp. 34-35, および Arndt, op. cit., pp. 82-83. 参照。

3) アメリカとドイツとの貿易関係における対立の一例として、ドイツの輸出補助金問題をめぐって、アメリカが「対抗関税 (countervailing duties)」を適用する動きが現われていた (Bidwell, op. cit., pp. 89-96)。

4) 福田茂夫, 『アメリカの対日参戦』, 1967年, pp. 154-55。アメリカの中立法が問題と関連するのは、兵器、軍需品および戦争基礎資源の輸出が、法規定により「無差別的禁輸」になるか「差別的禁輸」になるかに応じて、アメリカ貿易に内容的に関連するからである。「39年中立法」はそれら諸商品を「現金購入・自国船輸送 (cash and carry)」品目として後の道を選び、英・仏の「兵器廠」となる方向を示した (福田茂夫, 前出書, p. 155)。

5) アーントは同協定を、イギリスの立場からみれば、「政治的資産」の意義をもつものと評価する (Arndt, op. cit., p. 83)。

6) Popper, op. cit., pp. 42, 44。効力停止は協定中の「戦時免責条項」によった

もので、協定そのものが廃棄されたわけではない点に注意（フランスとカナダの場合も同様）する必要がある。

- 7) Gardner, R. N., *Sterling-Dollar Diplomacy*, 邦〔村野孝, 加瀬正一〕訳, 『国際通貨体制成立史(上)』, 1973年, pp. 184, 190. 「米英相互援助協定」第七条は、アメリカの武器貸与に対する戦後の債務支払を「有形財と交換ではなく、世界の復興と繁栄と平和の確立に貢献すべき政策を合衆国と共同して遂行するというイギリスの誓約と交換に放棄し」てもよい (Harrod, Roy, *The Life of John Maynard Keynes*, 邦〔塩野谷九十九〕訳, 『ケインズ伝(下)』, p. 566) ということを、より具体的な内容として差別待遇の撤廃乃至英連邦特惠制の放棄の間に幅をもたせつつ、アメリカの要求として挿入したものである。これが「考慮条項」として知られているものである。
- 8) Harrod, 邦訳, 前出書, pp. 564-74.

第3節 アメリカ方式の方法的優位性

以上でみてきたように、ニュー・ディールの貿易政策は、互恵的な関税譲許の協定網を拡張することを通じて、関税を中心とした価格メカニズムの機能する世界市場の再建という目的意識を堅持し、それに導かれて貿易自由化の運動の性格を獲得してきた。とはいえ、それが現実に達成してきたのは戦後貿易体制の理念と方法に止まっていたといえよう。というのも、相互援助協定をめぐる米英間論争¹⁾でも明らかにされたように、アメリカ関税は保護関税の性格と水準を依然として保持しており²⁾、また互恵通商協定政策も既にみたように世界市場独占の二大主要形態を解体するには到らなかったからである。つまり、アメリカが観念してきた世界市場の現実的諸条件は形成されていなかったのである。

この世界市場諸条件における統一的基礎は、結局、戦争を通じて獲得されざるをえない。第二次世界大戦が一面で帝国主義戦争として遂行されたのはそうした市場問題を条件としていたからであり、また戦時・戦後の米英間対抗は新しい世界市場構造を形成する方法上の相違にもとづいていた。しかし、ここでは戦後の国際貿易体制の具体的な形成過程に立入る余裕はない。

とはいえ、戦後の GATT 体制において、30年代にアメリカが遂行してきた通商協定政策の理念が国際的に容認されるのは以上の考察から明らかであろう。GATT の二大原則は、(1)関税の多角的相互引下げと、(2)最恵国待遇の保

証と要言できる。また、戦後の国際的な関税引下げ交渉においても我々がこれまで見てきたアメリカ方式が拡張適用されている。すなわち、GATT 体制の下で関税引下げ交渉を行う場合には次の「準則」に従う；

「この準則は……(1)関税率引下げ交渉は、相手国に対するその商品の主たる供給者のみが行うことができる。(2)関税譲許の方法には、現行関税率の引下げ、据置きまたは特定水準より引上げないことの約束の三つがある。(3)交渉に当っては、相手国と第三国との間にすでに成立した譲許による間接的利益を考慮する必要がある。(4)低関税または無税の据置きは、高関税の引下げと実質的に等価値のものと認める。(5)引下げ交渉前に、交渉を有利に導くための自国関税の水増しを行ってはならない等のことを規定している。」³⁾

これらの交渉ルールは、アメリカが互惠通商協定計画を推進する為に創案した主要供給国方式、通商協定法の条文に明記され実際に適用された関税譲許形式などを継承している。つまり、戦後の国際貿易制度は、通商協定交渉におけるアメリカ方式を現実的基準として、アメリカ主導の下に形成されたわけである。こうした関連と意味において、我々がアメリカ貿易政策の諸方式に方法的優位性を認めるのは可能であろう⁴⁾。

- 1) その経過と争点についてはGardner, 邦訳, 前出書(上), 第4章を参照。それぞれの立場をガードナーは、「差別待遇の撤廃に努力するという約束」(イギリス)と「経済の拡大を促進するという約束」(アメリカ)とみて、第七条問題の核心を両約束の「相互依存的な義務関係」に求めている(同書, p. 180)。
- 2) Gardner, op. cit., 邦訳, pp. 183, 186-87。
- 3) 大蔵省税関部調査統計課編, 『GATT—国際貿易協定詳解』, 1952年, pp. 5-6。同じように、「広大かつ多角的な関税交渉ができる限り迅速に遂行できるよう……に交渉前における各国の関税率表および外国貿易統計表の交換期間, 関税譲許要求表および関税譲許提供表の交換期間の一定の日数に関する詳細な準備」もこの「準則」に規定されている(同書, p. 6)。ここにかの“Sayre List”の発展した形態をみることができる。
- 4) こうした国際的意義を獲得することになった互惠通商協定法は順次更新されて、「通商拡大法」の提出時(1962年)まで存続した。「通商拡大法」は、アメリカがドル危機とヨーロッパ大陸での共同市場の定着とによって政策転換を進られた結果の産物であり(Steel, op. cit., pp. 3-4), 互惠通商協定政策の限界を示唆するものである。

お わ り に

これまで、我々はアメリカの互惠通商協定法の成立に従来の孤立主義から国際主義への転換を認め、その転換の基本的意義を、優勢な生産力と国際競争力の強さを背景にアメリカが世界市場に進出するのに適合的な機構に国際経済制度を再編成する目的意識にみてきた。互惠通商協定政策の展開を通して、ニュー・ディール貿易政策のこの側面は、互恵的な通商協定網を拡張する貿易自由化運動として現われ、戦後経済体制の協調的な理念と方法に結実していったわけである。その際の主要な政策的環は無条件最恵国原則の適用と主要供給国方式であったといえる。

一般的にはこれまで、ニュー・ディール貿易政策は、国内均衡の優先に従属させて外国貿易を考察する視角から国内景気回復に対する刺激要因として輸出増進を図り、ニュー・ディールの諸政策の有する輸入制限的規定に着目して輸入規制を図るものとみられてきた。そして、アメリカ外国貿易の輸出回復主義と輸入制限主義を根拠に、互惠通商協定政策は閉鎖的な経済圏の形成に帰結する「パン・アメリカン運動」と評価された。

上述したニュー・ディール貿易政策の歴史的成果を看過してしまうそうした視点と評価を我々は一面的だと考える。国際貿易憲章や GATT は、何も歴史的反省にもとづく国際協調的産物ではなく、我々が明らかにしたように、30年代から戦時にかけての具体的で現実的な経験を経て生成してきたものである。

むしろ我々は、強調されてきたニュー・ディール諸政策の輸入制限性に関して、それらをアメリカ型の国家独占資本主義の形成との関連において把え直す視点を提起したい。この視点から、農業調整法や全国産業復興法などと外国貿易との関係や主要供給国方式の輸入面での作用、或いは政府金融と貿易金融・外国投資の関連などを検討する必要があると考える。そうした検討を経て、ニュー・ディール貿易政策に対する評価は十分に行われるといえようし、また GATT 体制下の「国際的」主要供給国方式の態様に対する理論的接近の鍵も得られるであろう。

〔付記〕本稿は、国際経済学会関西支部第17回総会（1975年6月8日、於・近畿大学）での研究報告に加筆・修正を加えたものである。